



HOKKAIDO UNIVERSITY

| | |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 能勢弘之教授の経歴と業績 |
| Author(s) | 白取, 祐司; SHIRATORI, Yuji |
| Citation | 北大法学論集, 51(6), 257-273 |
| Issue Date | 2001-03-30 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/15064 |
| Type | other |
| File Information | 51(6)_p257-273.pdf |



能勢弘之教授の経歴と業績

白取 祐司

故能勢弘之教授は、昭和四五年八月に助教となられて以来、平成一二年八月に逝去されるまでの三〇年間にわたって本法学部、法学研究科で刑事訴訟法を中心とする研究・教育にあたられた。ここで教授が残された多数の業績を、以下「コンピュータと法」、「誤判と再審」、「刑事訴訟法の基礎理論」、「実務と解釈論」の四つの柱をたて振り返ってみることにしたい。なお、文献の引用は、後出の業績一覧に依拠することとし、著書については書名、論文については論文名と発表年次のみを付記する。

一 コンピュータと法
能勢教授の最初の問題関心は、「司法上の決定」過程の合理化・科学化のために、コンピュータに代表される「現代テクノ

ロジー」がもたらした経験科学的知見・理論を利用できないか、というものだった。教授の助手時代の処女論文、「司法上の決定とコミュニケーション」（一九六四）は、交通事故にもとづく業務上過失致死傷事件に対する略式手続を素材に、裁判所の決定形成作用（略式命令形成作用）のために提供される種々のデータ処理を、「通信と制御の理論（コミュニケーション理論）」を用いて経験科学的な推算可能な操作として行わせることの可能性、必要性を強調し、同時にそれを実証する試みを自ら行った先駆的かつ意欲的な論策である。「実証」のためにとられた手法は、昭和三八年一月一日から三か月の間に確定した札幌簡易裁判所の略式命令のうち、無作為に抜き出した一〇〇件の交通事故業務過事件について、そのインプット・アウトプット・プロセスを

数量的に推算するというもので、「経験法学」という言葉がなお耳新しい時代にこのような論文が書かれたこと自体驚嘆に値する（川島武宜編『経験法学の研究』が出版されるのは、能勢論文から二年後れた一九六六年のことである）。

能勢教授は、右の論文に引き続き、Thomas A. Cowan 教授の決定理論に関する著書を、詳細な訳注を付して紹介し（「Thomas A. Cowan, "Decision Theory in Law, Science, and Technology"（紹介）」一九六四）、その翌年には、「コンピュータによる判決の分析と予測」（一九六五）を発表する。後者の論文は、数量的方法を用いて裁判所の判決を分析しその予測を可能にしようとするアメリカの諸研究、とりわけ Read C. Lawlor の研究（ローラズ・メソッド）の一般理論とその具体的適用の紹介である。コンピュータ・テクノロジを法のどの分野に導入するのがよいかについて、能勢教授は論文の末尾で、わが国においては、当面の問題として、「交通事故の激増により日増しにその要請の度を強く示している交通事故の処理の簡易化・迅速化にかかる道具「コンピュータ」を利用すること」を示唆されている。なお、能勢教授は、文部省科研費により「道交法違反事件処理の電算化システムの研究」（一九九四年から三年間）を行ったが、今となつてはその公刊もかなわなくなつてしまつた。

「おそからぬ将来、法律家はますますコンピュータを利用して彼等の仕事を押し進めることになるであらう。しかも、法律家は、単に記録・保存といった書記の役割をコンピュータに担当させるだけでなく、さらに彼等の研究に、そして、判決の分析と予測にコンピュータを利用するようになるであらう」（前出「コンピュータによる判決の分析と予測」一一八一—一九頁）。これは、三五年前の、若き日の能勢教授の「予言」である。

二 誤判と再審

一九六八年、当時助手であつた能勢教授は、ドイツ・チュービンゲン大学のK・ペータース教授のもとに留学する。この留学が、その後の能勢刑事訴訟法学に決定的な影響を与えることになる。ペータース教授はその頃、司法省の援助を受けた大規模な誤判・再審の調査研究に取り組んでいた。同教授に師事し、「一一四五件の誤判再審事件の研究を直接つぶさに見聞してきた」能勢教授は（「誤判研究と白鳥決定二〇年」一九九六）一六頁）、実証的誤判研究の必要性を痛感する。一九七〇年に帰国した後は、ペータースのこの偉業を中心とする（西）ドイツの誤判研究の実情を精力的に紹介する一方で（西ドイツにお

ける再審——刑事誤判原因——の総合的研究」〔一九七〇〕、「ヨーロッパにおける誤判研究の現状」〔一九七八〕、「比較誤判研究」〔一九八〇〕、「外国における誤判研究の現況」〔一九八三〕、日本においても同様の誤判の実証的調査研究が行われるべきであることを強調し、その方法論につき次のように説く。

「誤判は、手続のいかなる局面におけるいかなる誤りに基因して生じるのかということの法事実調査と、その調査に基づいた、それを真にかつ最も適切に救済するものとはなにかの研究に立ち入る必要がある。かかる法事実調査と分析研究作業は、それ自体が科学的学問的批判に十分たえるものでなければ、意味のある客観的な情報資料を提供するものでないことはいうまでもない」〔「誤判研究方法論序説（一）」〔一九七四〕二四一—二四二頁〕。そして、より具体的に、「調査の目的の設定について」、「調査の対象の設定について」、「資料の収集方法について」、「資料の分析ならびに記述の方法について」（同二六〇—二六一頁）、それぞれ手がかりとなる諸点を明らかにし、誤判研究のあるべき方向性を示した。だが、日本で、ペータースの行ったような大規模な誤判事例の実証的研究が行われることはなかった。

しかし、これら誤判研究「方法論」に関する精緻な論策が、

日本の誤判研究の水準を一気に引き上げたことは間違いない。とりわけ、ペータース教授の名著『Fehlerquellen im Strafprozess』全三巻の編訳・出版は、能勢教授の多数の業績の中でも、ひときわ際だった光を放つ（「誤判の研究」〔一九八一〕）。この編訳書は、日本の読者の便宜を考え、膨大な原著から精選した三五九件の再審事例を採録する。原著書にある個別事件の誤判発生原因の分析と、その防止策をできるかぎり「注意則」（証明則とは異なって、特定の結論を導くものではないが、格別の注意を必要とする規準）というかたちでまとめるなど、格別の配慮が払われている（同「編訳者序」）。日本においてこの種の本格的実証研究が困難であることに鑑みれば、本書がその的確な「解説」を付されて出版された意義の大きさは、強調されすぎることはないであろう。

その後能勢教授は、事実認定が鋭く争われた事件（千葉大チフス事件、大森勸銀事件）を素材に、誤判原因のていねいな分析をとおして「注意則」の意義と具体的内容を示されている（『千葉大チフス菌事件』上告審決定の問題性）〔一九八一〕、「誤起訴事件と自白——勸銀大森支店強殺事件・無罪判決を中心に」〔一九八二〕。

むろん、誤判をただすのに、「注意則」だけで十分とはいえ

ない。有罪が確定してなお無実を叫ぶ者は多い。彼らに残されているのは、再審という「狭き門」しかないのだ。七〇年代前半まで、再審は「狭き門」どころか「開かずの門」だと言われるほど、裁判所の再審請求に対する姿勢は頑なだった。この隘路をうち破るべく、日弁連は、一九七三年十一月、誤判と再審法の權威、ペータース教授を日本に招聘し、全国で再審問題を中心に講演会や共同研究を組織したが、能勢教授はこれに全面的に協力し、恩師のための通訳・翻訳の労をとった（「裁判官と鑑定人」〔一九七四〕、「再審法の改革」〔一九七四〕、「再審の研究と誤判原因」〔一九七七〕はペータース講演の翻訳である）。ペータース教授の講演は、「聴衆に多大の感銘、刺激と示唆を与え、その後のわが国の再審運動の動向にも大きな影響を与えるものであった。白鳥決定を生み出した契機の一つとして、私は、日弁連のペータース教授の招聘があったことを指摘したい」（前出「誤判研究と白鳥決定」二〇年「一七頁」）。ここに「白鳥決定」とは、言うまでもなく、再審の扉を開いた一九七五年の最高裁白鳥決定（最決昭五〇・五・二〇）のことである。

白鳥決定、その翌年の財田川決定（最決昭五一・一〇・一二）により、再審の扉は開いた。七〇年代、八〇年代は、二桁にのぼる再審無罪事例が相次いだ。しかし、九〇年代に入って、最

高裁名張決定（最決平九・一・二八）に象徴される再審の新たな閉塞状況が生まれる。再審が果たすべき無辜の救済という「正義」より、確定判決の既判力、すなわち「法的安定性」（*Rechtssicherheit*）の方が重要ということか。しかしそれでは、再審の無辜の救済機能が發揮できない。そこで能勢教授は、從來「正義」と対立するとされてきた「*Rechtssicherheit*」の意義について、「わが国におけるこの言葉に対する理解不足、誤解を指摘し、再認識する必要がある」（「*Rechtssicherheit*——ドイツ再審法の理念」〔一九九八〕五〇六頁）として、ペータースの著作に依拠しながら、再審法における「法的安定性」の意義を問い直す。その結果、「*Rechtssicherheit*」とは、結局「正しい裁判を担保する準則ないし注意則に従うこと」であり、むしろ正義（*真実*）の理念とともに「誤判の範囲を広げ、したがってまた、再審による救済の範囲をより広げることになるもの」（同前五一三頁）であることを論証する。

また、再審開始要件である「明白性」（刑訴法四三三五条六号）解釈についても、近時有力に主張されている証拠構造論にたつて、名張再審棄却決定などの旧証拠の不利利益評価、いわゆる「かさ上げ」「組み替え」の問題性を指摘する。すなわち、旧証拠の不利利益評価は、「新たな有罪認定に他ならず、そのよう

な新たな有罪認定を行うことは、「中略」憲法三九条の要求する二重の危険禁止の法理に反する」ものであるが、請求人に利益な再評価は、「無罪の推定」の法理に基礎をもつ「疑わしいときは被告人の利益に」の鉄則上、「中略」被告人に利益な方向に再評価するための訴訟上の障害は何もない」（「再審理由としての証拠の明白性」一九九七、二〇七—二〇八頁）とされた。再審を、憲法に基礎をおく無辜の救済制度と理解する能勢理論ならではの帰結であろう。

三 刑事訴訟法の基礎理論

能勢刑事訴訟法学の特徴のひとつに、その重厚な基礎理論がある。

博士論文である「公訴の利益」は、不当な訴追から被告人を可及的速やかに解放するための理論として、「公訴の利益」なる概念を提唱する、浩瀚かつ壮大な訴訟条件論である。現行法上、不当な訴訟追行に対する控制手段は十分ではなく、学説は早くから「公訴権濫用論」を展開してきたのである。しかし、公訴権を独占する検察官の権限行使が何故に、そしていかなる場合に「濫用」となるのか、学説は整合的な論理を提示できなっていた。能勢理論は、検察官の公訴提起に、民訴法の「訴の

利益」に対応する「公訴の利益」が必要ではないか、という問題提起をする。「公訴の利益」という概念は、これに優越する被告人の利益が発現する場合には被告人に公訴を阻止する訴訟上の利益（妨害の利益）が認められる、という消極的な方向で機能する。そのような場合として、（１）「訴訟対象との関係」（可罰価値のない行為が起訴された場合）、（２）「証拠との関係」（十分な証拠が収集されなかった場合）、（３）「不正手続によりなされた公訴の準備との関係」（不正な捜査が行われた場合）、（４）「迅速な裁判との関係」（訴訟が迅速を欠く場合）があげられる（「公訴の利益」（一）一九六八）四七頁以下）。従前の訴訟条件論を、「被告人の利益」という当事者の視座から再構成するこの「公訴の利益」論は、その後登場する「当事者主義的訴訟条件論」、「開かれた訴訟条件論」などの嚆矢といえるものであり、近年よく用いられる「妨害抗弁」、「妨害の利益」の概念も本論文に淵源をもつ。いずれにせよ、この「公訴の利益」論が、わが国の訴訟条件論の理論水準を飛躍的に高めたのは間違いない。

その後、能勢教授は、「妨害の利益」論を訴訟行為論にも適用され、伝統的な動的・発展的理論に反省を迫る「憲法的・超法規的・訴訟内の観察方法」を対置された（『講義刑事訴訟法』

「一九八四」三四四頁以下)。それまでの訴訟行為論は、適法・不適法の判断から直ちに有効・無効の判断が導かれるわけではないとして、「手続維持」「瑕疵の治癒」の方向に傾きがちであった。しかし、適法・不適法といっても、法律の要件を形式的に満たしているというにとどまらず、利益較量の問題に還元して、「違法」だといわねばならない場合には「無効」とすべきである。刑事訴訟法の理念（憲法）にまで遡った被告人の諸利益、すなわち「妨害の利益」が優越する場合に「無効」が認められなければならないという意味で、「被疑者・被告人の正当な妨害利益あれば無効あり」といわなければならない（同前三四五頁）。

さらに、審判対象論では、基本的に田宮理論に依拠しながら、一事不再理効の客観的範囲について、「憲法上の一罪」というオリジナルな基準を提唱される（同前三八五頁）。すなわち、能勢教授によれば、一事不再理効の及ぶ範囲は、訴因変更の現実的可能性や許容性の範囲を越えても及ぶのであり、その範囲は起訴状記載の公訴事実（訴因）を基盤として、「当該事実の『単一性』および『同一性』の範囲と一致する」といふべき根拠も、憲法三九条に求めねばなるまい。「結局、一罪は一回の訴訟で解決するという被告人の利益（適正手続）を害する被告人

に対する国家の再訴追の不合理という憲法上の政策に求めうべきことである。換言すれば、端的に、一事不再理の効力が及ぶべき『憲法上の一罪』を考えれば済むことである。問題は、しかし、その『憲法上の一罪』の範囲にある」（同前三八五―三八六頁、「刑事訴訟法25講」〔一九八七〕二〇七頁）。能勢教授自ら認めるように、一九八四年当時、初めてこの概念を主張されたときは、未だその実質に不明な点がなくはなかった。

そしてその十余年後、標題もまさに「憲法上の一罪」（一九九九）と題する論文が公表された。その冒頭で、能勢教授は、実に率直にこう記している。「私がかつて、一事不再理の効力の及ぶ客観的範囲を画するキー・ワードとして『憲法上の一罪』という用語を提唱した。舌足らずの面もあったためか、学界からの反応はゼロである。そこで、その反省の意味をも込めて、あらためてその意味と意義を反芻したい」（二一六頁）。刑法の罪数論にとらわれない、憲法に基礎をもつ客観的効力論は、たしかに理論的に魅力だが、「憲法」というだけではあまりに空疎である。そこで能勢教授が着目するのが、あの「妨害の利益」である。まず、実体刑法上一罪とされているもの（刑法上一罪）については、まさに「一個の行為」またはそれに準じるものとして一事不再理効が及ぶことを肯認してよい。これ加えて、刑

法上の一罪とは評価できなくとも、憲法にいう「同一の犯罪」（憲法三九条）にあたる場合を考えることができ、これこそが「狭義の憲法上の一罪」だという（二二八頁）。問題はその根拠だが、能勢教授によれば、「憲法が要求する一事不再理の原則は、『同一』の再度の訴追に対する被告人の「妨訴権」を保障するものであり、それは結局のところ、一罪は一回の訴訟で解決するという被告人の利益（適正手続）を害する被告人に対する国家の再訴追の不合理（妨訴利益の発現）に求めうべきことなのである」（二二八頁）。以上のような総論を踏まえたいうえで、予備的・択一的な訴追、概括的訴追、併合罪中の余罪など、様々な場面における「憲法上の一罪」の内容・基準が提示される。「A or E」「A and E」などの記号と事実の分類で示される「客観的効力」の緻密な指標に、能勢教授の基礎理論にかける信念を見る思いがする。

この「憲法上の一罪」が、能勢教授の絶筆となった。

四 実務と解釈論

ところで、憲法的刑事訴訟を標榜する能勢教授の解釈論は、基礎理論に裏打ちされた周密な論理と、すぐれて実践的な問題関心と法感覚に特色がある。「被疑者の勾留『場所』の事後的

『変更』申立権」（一九八四）を例にとってみよう。被疑者の身体拘束場所として、拘留所の代わりに例外であるはずの代用監獄が活用され、冤罪の温床になっていると指摘されてきた。そこで、勾留状に記載された勾留場所が代用監獄となっている場合に、被疑者に、勾留場所の変更（代用監獄から拘留所へ）を裁判所に求めることはできないか。この問題は、一般には裁判官の移監命令権（刑訴規則八〇条一項）のあることを前提にして、当事者に移監命令申立権を認めるべきか否かの問題として論じられる。しかし能勢教授は、このような解釈論の限界を早くから自覚されていた。現に最高裁は、一九九五年に弁護人の移監命令申立権を否定する決定を下している（最決平七・四・一一）。能勢教授は、刑訴法四二九条一項二号の勾留取消請求（準抗告）の一態様である勾留「場所」の「取消」の本質を、勾留場所の「無効」判断と新たな勾留場所の指定という「追加的補正」であると喝破し、これと並んで、勾留状発付後の事情の変更により、移監の必要が生じた場合に行われる（べき）より適正な勾留場所への指定も、同条項は含んでいると主張された。最高裁によつて移監命令申立権の可能性が否定された今、この能勢セオリーに改めて光が当てられることになるう。

「迅速な裁判」（憲法三七条一項）に違反する事態が生じたと

き、手続を打ち切るべきだと主張されながら、現行法上適当な規定がない。最高裁大法廷は、超法規的な「免訴」という構成を用いて手続を打ち切ったが（一九七二年の高田判決）、理論的課題は残されたままであった。この問題について能勢教授は、公訴棄却事由のひとつに、「裁判権を有しないと」（刑訴法三三八条一号）がある点に着目した。そして、裁判の遅延の原因がもつぱら裁判所にあるような場合、裁判の放棄にも等しいととらえ、裁判権を失うという失権効を認める。訴訟条件論としてみれば、このような事態というのは、「公訴の提起の後発的無効」であり、「裁判権がない」ために手続は打ち切られなければならない、と主張された（三三八条一号の公訴棄却説）

（「迅速を欠いた裁判の処理についての一考察」〔一九七七〕二一五頁）。ユニークなこの処理方法も、能勢教授の堅固な訴訟条件論に支えられたものなのである。

この他、刑法理論上の難問とされる「事実の錯誤」に関して、能勢教授の獨創性は遺憾なく発揮される。周知のように、方法の錯誤に関しては、具体的符合説と法定的符合説の鋭い対立があるが、能勢教授は、客体の法益の性質の差に着目し、「法益による二分説」というオリジナルな見解を発表された（「事実の錯誤」〔一九七九〕）。「思うに、具体的符合説が客体

ごとに故意の成立可能性を具体的に論定しようとするのは、個々の客体の個性を重くみるからである。他方、法定的符合説が同一構成要件の枠内であれば客体が具体的にどれかは問題にしないのは、客体の個性を重視しないからである。そうであるなら、一歩進めて、客体の個性が重視されるべき場合には具体的符合説による解決を図り、客体の個性が余り問題にならない場合には法定的符合説による解決を図るということが許されてよいのではないか」（三七頁）。発想の転換によって事案に応じた適切な結論を導くことを目指したこの説は、その後の錯誤論における必読文献になっている。

まとめ

こうしてみてみると、能勢刑事訴訟法学は、常に時代を先取りしながら、理論と実践の大平原を、颯爽と駆け抜けてきたように思われる。コンピュータも、公訴の利益論も、また誤判と再審に関する諸作品も、それぞれの時代背景を考えると、文字通り先駆的な業績ばかりで、能勢教授の卓抜した先見性には瞠目させられる。教育場面では、若い世代を鋭角的なロジックとアジェンションで叱咤激励し、研究会では挑発的な言辞で通説的理論を覆してみせる。そして研究者としても、絶えずチャレ

ンジングでスマートな姿勢は崩さなかった。だが、その能勢教授の口から、来るべき世紀の刑事訴訟法学の姿について「予言」をお聞きする機会は、永遠に失われてしまった。

能勢弘之教授経歴

| | | |
|----------|------|-------------------------------------------|
| 昭和五〇年 | 二月 | 北海道大学法学部教授 |
| 昭和五一年 | 四月 | 北海道大学非常勤講師（平成一一年三月まで） |
| 昭和五八年 | 八月 | 北海道鉄道学園非常勤講師（同年九月まで） |
| 昭和五九年 | 四月 | 山形大学非常勤講師（昭和六〇年三月まで） |
| 平成三年一〇月 | | 苫小牧工業専門学校非常勤講師（平成八年三月まで） |
| 平成六年 | 四月 | 山形大学非常勤講師（平成八年三月まで） |
| 平成八年 | 一月 | 放送大学北海道地域学習センター非常勤講師（同年三月まで） |
| 平成一二年 | 四月 | 北海道大学大学院法学研究科教授 |
| 平成一二年 | 八月一日 | 死去 |
| 昭和五〇年 | 五月七日 | 北海道岩見沢市に生まれる |
| 昭和三六年 | 三月 | 北海道大学法学部法律学科卒業 |
| 昭和三八年 | 三月 | 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了 |
| 昭和三八年 | 四月 | 北海道大学法学部助手 |
| 昭和三九年 | 三月 | 同右辞職 |
| 昭和三九年 | 四月 | 北海道大学大学院法学研究科博士後期課程入学 |
| 昭和四二年 | 三月 | 同右退学 |
| 昭和四二年 | 四月 | 北海道大学法学部助手 |
| 昭和四二年 | 二月 | 法学博士（北海道大学） |
| 昭和四三年一〇月 | | ドイツ・チュービンゲン大学法学部K・ペータース教授の下に留学（昭和四五年九月まで） |
| 昭和四五年 | 八月 | 北海道大学法学部助教 |
| 昭和四九年 | 四月 | 武蔵女子短期大学非常勤講師（平成一年三月まで） |

能勢弘之教授業績一覧

I 著書・編書・訳書

一九八一年（昭和五六年）

誤判の研究―西ドイツ再審事例の分析（共訳）北大図書刊行会

一九八四年（昭和五九年）

講義刑事訴訟法（共編著）

一九八七年（昭和六二年）

刑事訴訟法―五講（論点法学）

一九九九年（平成十一年）

刑法の重要問題五〇選Ⅱ 各論（編著）

II 論説・翻訳等

一九六四年（昭和三九年）

司法上の決定とコムニケーション 北大法学論集一五卷一号

Thomas A.Cowan "Decision Theory in Law, Science and Technology"

（紹介） 北大法学論集一五卷二号

一九六五年（昭和四〇年）

コンピューターによる判決の分析と予測―特に Reed Clawtor の方法について 北大法学論集一五卷二号

所有権確認の訴えの利益不存在の諸形態

北大法学論集一六卷二・三号

一九六八年（昭和四三年）

公訴の利益（一）（二） 北大法学論集一九卷一号、二号

一九七〇年（昭和四五年）

西ドイツにおける再審―刑事誤判原因―の総合的研究

判例タイムズ二四七号

一九七二年（昭和四七年）

訴因変更 井戸田侃編「判例演習講座刑事訴訟法」世界思想社

一九七三年（昭和四八年）

偽計による自白と証拠能力

法学セミナー増刊「セミナー法学全集3・刑事訴訟法」

一九七四年（昭和四九年）

裁判官と鑑定人 判例タイムズ三〇三号

誤判研究方法論序説（二） 北大法学論集二五卷二号

カール・ペーターズ「再審法の改革」（翻訳）

刑法雑誌二〇卷一号

一九七五年(昭和五〇年)

〔証拠能力と証明力〕「立証趣旨、関連性」

高田卓爾・小野慶二編「刑事訴訟法の基礎」青林書院新社

一九七六年(昭和五一年)

ヨアヒム・ヘルマン「ドイツ刑事訴訟における証拠禁止」(翻訳)

刑法雑誌二二卷三三号

一九七七年(昭和五二年)

迅速を欠いた裁判の処理についての一考察

平場安治博士還暦祝賀 現代の刑事法学(下)(有斐閣)

米谷老事件再審開始決定

法律時報四九卷三三三号

チッソ水俣病の補償交渉における傷害事件と「公訴権濫用」の

法律時報四九卷一四四号

裁判の誤りとその是正

松尾浩也・鈴木茂嗣編「刑事訴訟法を学ぶ」(有斐閣)

カール・ペーター・ス「再審の研究と誤判原因」(翻訳)

日弁連編「再審」

一九七八年(昭和五三年)

横山晃一郎ほか編「刑事訴訟法」有斐閣

ヨーロッパにおける誤判研究の現状

一九七九年(昭和五四年)

事実の錯誤

判例回顧「刑事訴訟法」

被告人の氏名の冒用

一九八〇年(昭和五五年)

刑法との関係

刑事訴訟法の理論と実務(別冊判例タイムズ七号)

比較誤判研究

判例回顧「刑事訴訟法」

一九八一年(昭和五六年)

正犯・共犯論(一)―(九)

予備・未遂・既遂論(一)―(三)

訴因と公訴事実

事例式問題解決法―学期末試験対策入特集V刑事訴訟法

Law School 三六号

一九八二年(昭和五七年)

罪数論(一)―(4)

「千葉大チフス菌事件」上告審決定の問題性

受験新報三二卷四号―一三三号

「誤起訴事件と自白——勸銀大森支店強殺事件・無罪判決を中
心に（現代の視点）」

判例タイムズ四七〇号
法学セミナー三三二一—号

一九八三年（昭和五八年）

刑罰論（1）—（2）

受験新報三三三卷二号—六号

冤罪を出さないために

横山晃一 郎編「現代刑事訴訟法」（法律文化社）

外国の再審制度（特集 再審—誤判を考える）法と政策二二二号
外国における誤判研究の現況

法学セミナー増刊「日本の冤罪」

一九八四年（昭和五九年）

一事不再理の原則

高田卓爾・田宮裕編「演習刑事訴訟法」（青林書院）

被疑者の勾留「場所」の事後的「変更」申立権

判例時報一一一八号

同時共犯例の適用範囲

刑法の争点（増補）

一九八六年（昭和六一年）

捜査活動と人権をめぐる付審判請求の理論的考察（特集 警察

の捜査活動と人身の自由）

法律時報五八卷一〇号

一九八八年（昭和六三年）

「刑法の人的・場所的効力」「違法性の実質」

争点ノート刑法（二）総論（法学書院）

演習刑事訴訟法

月刊法学教室八五—八七号

一九八九年（平成元年）

「胎児傷害と傷害罪」「暴行と脅迫」「傷害の故意」「不法領得の
意思と毀棄の意思」争点ノート刑法（二）各論（法学書院）

一九九〇年（平成二年）

「公務を害する罪」「国家の存立を危うくする罪」

田宮裕・板倉宏編「ホーンブック刑法各論」（北樹出版）

刑法一条から八条までの解説 逐条判例刑法（法学書院）

控訴・上告・再審——事実誤認を中心に（特集 比較で学ぶ
刑事訴訟法） 月刊法学教室一一一九号

薬事法 注釈特別刑法（八）（立花書房）

一九九一年（平成三年）

自白の信用性

井戸田侃編「総合研究・被疑者取調べ」（日本評論社）

保釈（ワークシヨップ）

刑法雑誌三一巻三号

形式裁判の内容的確定力 刑事訴訟法の争点（新版）

一九九三年（平成五年）

「裁判」「書類及び送達——訴訟書類の公開禁止、公判調書の

作成・整理、被告人の公判調書閲覧権」

高田卓爾編「基本法コメンタール・刑事訴訟法」

(第三版) (日本評論社)

一九九五年(平成七年)

「訴因と公訴事実」「公訴に対する被告人の対応」

田宮裕編「ホーンブック刑事訴訟法」(北樹出版)

「訴訟行為(1)(2)」「逮捕に伴う搜索・押収」「予断排除の原則」

司法試験シリーズ「刑事訴訟法I」(第三版) (日本評論社)

一九九六年(平成八年)

誤判研究と白鳥決定二〇年

一九九七年(平成九年)

再審理由としての証拠の明白性

光藤景皎編「事実誤認と救済」(成文堂)

一九九八年(平成一〇年)

Rechtssicherheit——ドイツ再審法の理念

井戸田侃ほか編「誤判の防止と救済」(現代人文社)

一九九九年(平成一一年)

再審の真の理念としての「法的安定性」の理念を再検討する

——カール・ベーターズ教授追悼

季刊刑事弁護二〇号

憲法上の一罪 高見勝利編「人權論の新展開」(北大図書刊行会)

Ⅲ 判例評釈

一九七五年(昭和五〇年)

刑訴法四三五条六号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」

の(1)意義、(2)判断方法、(3)その判断に際し「疑わし

いときは被告人の利益に」という原則が適用されるか——白

鳥事件再審請求に関する特別抗告棄却決定(昭五〇・五・二〇

最高一小決)

判例タイムズ三二二五号

一九七九年(昭和五四年)

被告人に対する退廷命令と刑訴法三二六条二項(昭五三・六・

二八最高一小決)

昭和五三年度重要判例解説(ジュリスト六九三号)

一九八〇年(昭和五五年)

訴訟費用執行免除申立権の回復請求の適否(昭五四・七・二最

高一小決)

判例評論二五七号

一九八一年(昭和五六年)

刑訴法一七九条に基づく押収の請求を却下する裁判と同法四二

九条一項二号にいう「押収に関する裁判」(昭五五・一一・一

八最高一小決)

判例評論二七一号

一九八二年(昭和五七年)

訴因の特定が十分でない起訴状による公訴提起と公訴時効停止の効力ほか（昭五六・七・一四最高三小決）

コンピューター・ソフトの盗用と背任罪の成否（昭六〇・三・六東京地判）
ジュリスト八四二号

火災により焼失した訴訟書類等の再製記録の取り扱いについて（昭五六・一一・一八水戸地下妻支判）

短期一年以上の懲役刑のほか選択刑として罰金刑が法定されている罪と刑法八九条一号（昭五九・一二・一〇最高二小決）

判例評論二八五号

一九八六年（昭和六一年）

判例評論三一八号

一九八三年（昭和五八年）

非常上告を認容した事例（昭五七・九・二八最高三小判）

予備的訴因の成立を認めた第一審判決に対し被告人のみが控訴審を申し立てたところ、控訴審は事実誤認を理由に右判決を破棄し戻した場合において、差し戻し後第一審は、本位的訴因について被告人を有罪とできるか（積極）（昭和六〇・一・二一東京高判）

昭和五七年度重要判例解説（ジュリスト七九二号）

日大闘争警察官死亡事件（昭五八・九・六最高三小判）

事前運動たる供応接待（当初の訴因）を認めず、同一日時場所での供応接待以外の事前運動を認めた有罪判決に対し被告人だけが控訴したところ、訴因変更なしに後者を認定した右判決には審判の請求を受けない事件について判決をした違法があるとして破棄され、これが原審に差し戻された場合でも、前者から後者への訴因変更が許された事例（昭六〇・五・二八仙台高判）

月刊法学教室三九号

一東京高判）

判例評論三三四号

一九八四年（昭和五九年）

殺人等被告事件について、一審の有罪判決を破棄して自判し無罪を言い渡した事例（昭五八・六・二二東京高判）

判例評論三〇〇号

覚醒剤使用の事実について選択的（択一的）に事実認定したことが、審判の請求を受けない事件について判決をしたことになるとされた事例（昭五八・五・二四札幌高判）

判例評論三一〇号

付審判請求の審理方式（昭四九・三・一三最高二小決）

一九八五年（昭和六〇年）

刑事訴訟法判例百選（第五版）

職務質問に伴う任意同行に引き続きの所持品検査の際、被告人が覚醒剤を口中に入れて隠匿しようとしたのを実力で制止した措置が適法とされ、証拠能力が肯定された事例(昭六一・一・二九東京高判)

判例評論三三三二号

一九八七年(昭和六二年)

梅田事件再審無罪判決(昭六一・八・二七釧路地判)

月刊法学教室七八号

高等裁判所がした控訴取り下げによる訴訟終了宣言の決定に対する不服申立の可否(昭六一・六・二七最高三小決)

判例評論三三七号

常習賭博罪となるべき事実の摘示の程度(昭六一・一〇・二八最高三小決)

昭和六一年度重要判例解説(ジュリスト八八七号)

実況見分における立会人の指示説明の実際の経過と異なる実況見分調査の記載部分は違法であるが、証拠能力は否定されないとされた事例(昭六一・四・二八東京高判)・実況見分調査書作成者によって後日加筆された部分の証拠能力が否定された事例(昭六一・一一・一三大阪高判)

判例評論三四三三号

一九八八年(昭和六三年)

任意性を欠く供述証拠若しくは違法な取り調べ手続きにより得

られた供述証拠を供述者本人以外のものに対する関係で強制捜査令状発付の資料に供することの適否(昭六一・三・二四東京地判)

判例評論三四七号

勾留に対する準抗告を再度の申立であるとして棄却した事例(昭六一・一〇・二六東京地判)

判例評論三五五号

接見交通拒否の違法性(昭六三・四・二七福岡地判、昭六三・六・二三札幌地判)

月刊法学教室九八号

一九八九年(平成元年)

保管検察官の保管記録閲覧拒否処分が適法とされた事例(昭六三・七・二一豊橋簡決)

判例評論三六二二号

一九九〇年(平成二年)

判決宣告期日の直前に国選弁護人選任の請求がされた場合にその選任をしないまま判決の宣告をしたことが憲法三一条、三七条三項に違反しないとされた事例(昭六三・七・八最高二小判)

判例評論三七一号

再度の執行猶予の可能性が事実上存在しないのに、再度の執行猶予に付されることが確実である旨示唆して被疑者に自白を強要し、その結果被疑者を自白させた事案につき、偽計による自白としてその任意性が否定され、自白調査の証拠能力が否定された事例ほか(平元・一〇・三浦和地判)

一九九一年(平成三年)

判例評論三七九号

違法収集証拠の排除(昭四九・三・二〇名古屋家決)

少年法判例百選

日本語を理解できない被告人に対する起訴状謄本送達の際に翻訳文が必要か(消極)(平二・一〇・九京都地判、平成二・一

一・二九東京高判)

判例評論三八八号

証明の必要(昭六二・一・二八東京高判)

刑事訴訟法判例百選(第七版)

一九九二年(平成四年)

IV 書評

外国人の被疑者の自由について、内容が具体性に乏しい上、こ

一九七六年(昭和五一年)

光藤景皎「刑事訴訟行為論」△刑事法学の動き▽

れを裏付けるに足りる証拠がなく、供述経過、取り調べ状況(起訴後の取り調べを含む)等に照らすと、その信用性を肯定

法律時報四八巻四号

することができないとされた事例ほか(平三・九・三〇東京地判)

判例評論三九九号

一罪一勾留の原則(昭四二・三・二四福岡高決)

一九七九年(昭和五四年)

刑事訴訟法判例百選(第六版)

田口守一「刑事訴訟における確定判決の拘束力―序論的考察(1)(2)」△刑事法学の動き▽

勾留理由開示の手続きと準抗告(平五・七・一九最高二小決)

松尾浩也「刑事訴訟法(上)」

法学セミナー二九八号

平成五年度重要判例解説(ジュリスト一〇四六号)

大塚一男「裁判・弁護・国民」

法律時報五五巻七号

一九九八年(平成一〇年)

一九八五年(昭和六〇年)

被告人供述の信用性―連続幼女誘拐殺害事件(平九・四・

横山晃一郎「誤判の構造―日本型刑事裁判の光と影」

一四東京地判)

法学セミナー三六八号

平成九年度重要判例解説(ジュリスト一一三五号)